

令和5年12月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年12月20日(水)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時11分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 黒田 和彦 委員      3番 酒井 恵美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農用地利用集積計画について	43件
議案第3号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について	
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	2件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	19件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      高田 千津子      江田 征樹

### 6. その他出席

傍聴者      1名

## 議長

それでは、ただいまより令和5年12月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番、〇〇〇〇委員と議席番号3番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、議題に入ります前に、申し訳ございませんが議案書のほうに誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

15ページの表題が、農用地利用集積計画（農地中間管理機構との貸借）というふうになっておりますけれども、この農地中間管理機構との貸借を消して、合計ということで訂正をお願いいたします。それともう一つ、右のほうに3の申請者の状況という欄がございます、その下に表がございます、この表の上から3番目、借人が19となっておりますがこれを18に訂正をお願いいたします。

訂正は、以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、4筆の申請がございました。

議案第1号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり営農計画書も添付されていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、親族による持分登記がされている申請地につきまして、現在耕作をされており、また申請地の隣に住んでいる譲受人への譲与が整ったことによる所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3番の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について43件、82筆でございます。

議案第2号、番号1から番号43につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

2ページから15ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進事業により43件、82筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、11ページ、14ページ及び15ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が8万8,302平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が49件、6万3,977平方メートル、使用賃借権が23件、2万4,325平方メートル、総合計が72件、8万8,302平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人34名、借人16名、申請枚数は39枚となっております。

続きまして、14ページをお願いします。中間管理機構との貸借です。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2万7,050平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が10件、2万7,050平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人4名、借人2名となっており、申請枚数は4枚となっております。

15ページを御覧ください。

このページは、11ページと14ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が11万5,352平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が59件、9万1,027平方メートル、使用賃借権が23件、2万4,325平方メートルとなっており、総合計が82件、11万5,352平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人38名、借人18名、申請枚数は43枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

**議長**

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号、番号28の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので委員の退席を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

それでは議案第2号、番号28の案件について、質疑を求めます。  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号28の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、番号28を除く案件について、質疑を求めます。  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号28を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案書16ページから20ページを御覧ください。

議案第3号、鳥栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について御説明をいたします。

先月の定例会でも概要版での御説明を行っておりますが、農業委員会等に関する法律第7条により、この指針を定めなければならないこととなっております。鳥栖市農業委員会では農業委員等の改選時の3年ごとに見直しを行うことといたしております。

この見直しを行うにあたり、農業委員会等に関する法律第7条第3項により農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないことから、事前に推進委員さんへ御意見をお伺いしております。

推進委員さんからは、指針の中の目標の数値についての御意見は、特にございませんでしたが、御意見の欄には、新規参入が増えて遊休農地が減るようになればいいと思う、ほかに、農事組合法人に対して、構成員の年齢が上がっており今後を心配するといった御意見があったところでございます。

それでは、議案書16ページを御覧ください。

第1、基本的な考え方につきましては、前回の見直しと同様の内容となっておりますので、御確認をお願いいたします。

17ページを御覧ください。

第2、具体的な目標と推進方法における、1. 遊休農地の発生防止・解消についての(1) 遊休農地の解消目標につきましては、遊休農地面積(B)に関しまして、令和9年度までは2haずつ解消することを目標とし、それ以降は現状維持を目標といたしております。

18ページを御覧ください。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標についてでございますが、令和13年度までに農地の集積率80%を目指しておりますことから、毎年0.7%の集積率増加となるよう集積面積1haずつの増加を目標といたしております。

次に、(2) 担い手の育成・確保についてですが、総農家数は2020年農林業センサスの数値からで、2015年から5年間で14%減少していることから今後も同程度の減少を見込んでおります。また担い手につきましては、認定農業者につきましては毎年1名の増加を見込み、他は現状維持を目標といたしております。

19ページを御覧ください。

3. 新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標についてですが、こちらにつきましては、前回の見直しと同じく個人は1年あたり1名増の0.2ha増を見込み、法人は3年あたり1法人増の0.5ha増としております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、鳥栖市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についての御説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、7番〇〇委員。

#### 7番委員

7番、〇〇です。

以前も言うたし、この間秋季賃金の料金を決めるとき、ちょっと言うたんですけど。遊休農地の解消目標、これ初めに手を打たんと荒れてしまったらもうどうしようもない。安良がそうなんですよね。売買あったところとか、自分で手入れしている人がおるうちはいいけど手入れできない。広い所は、農家さんが借りてしたりするし、あれですけど。初期に手を打つ方法っちいうたら、農業委員会で考えてくれてっっちゃうごたるふうやったけんが、ちょっと提案したんですけど。

鳥栖環境とか業者さんに頼むと結構、草刈り機でいくとかかりますから、皆さん大きな農家さんが持つてあるトラクターに取り付ける、ああいうとで、何か料金を決めて格安でしてもらえるといいなあという意見ですけど、どうでしょうか。

#### 議長

事務局。

#### 事務局

御意見のほうはそういったところがあるのかとは思いますが、こちらにつきましては

は委員会の指針となっておりまして、個別具体的なところは各地区等でそういった取り組みができるかどうかというところをまず御確認いただければというふうに思っているところでございます。

以上になります。

**議長**

〇〇委員。

**7番委員**

〇〇です。各地区で考えろっちゅうことですね、各生産組合で。

**議長**

はい、事務局。

**事務局**

御提案について、現時点の委員の皆さんからの御意見というのが把握できませんので、まずは地元のほうでこういった動きをしておりますけどという提示があげられるのかなと思っ  
ての御提案でございます。

以上になります。

**議長**

はい、〇〇委員。

**7番委員**

じゃあ、進みませんよね、多分。結局、ほったらかしても何もなか、隣がほったらかすならほったらかすっちゅうことでずっと今、いきよるですよ。それをどうにか、解消とか考  
えるならみんなで考えるべきじゃないでしょうか。

以上です。

**議長**

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり当委員会で、承認することに決定いたしました。ついては、

今期の農業委員・推進委員の皆さんには、この指針に基づいて活動をしていただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

#### **事務局**

それでは、21ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、2筆が提出され市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、22ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、23ページから27ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして19件、36筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### **議長**

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で、委員の皆さんから何かございませんか。

はい、〇〇委員。

#### **7番委員**

先月、お願いしとった返事をもらいたいんですけど。

#### **議長**

すいませんが、内容のほうを、簡潔にお願いします。

#### **7番委員**

私、地元の同意のことで何度も言ったけど、いっちゃん、そのままじゃいかんからちいうて〇〇委員さんから文書で、ちゃんとしとったがいいということで、私は待ってりましたけど。

#### **議長**

具体的に、質問の内容を分かりやすく言ってください。

#### **7番委員**

私がずっと同じことを言いよるやろう、地元の同意が市のときなかった。しかし、一般でしよるときは、地区の同意、必ず取らやんでしよ。農業委員の事前調査、そのことを言ったけどいっちょん先に進まんけんが書類で、文書でしたがよかちいう意見が出たですよね。

〇〇委員どうでしょうか、なかったですか。

**議長**

はい、〇〇委員。

**6 番委員**

前回の定例会のときに私が申し上げたのは、農地転用の際の要件がどうなっているのか、法律上こういったものが必須になっているというところの整理。それとプラスアルファで、農業委員会としてこういうものを任意に出してもらうようお願いしているものが、何があるのかというあたりを一度きれいに整理をしていただいて、現状こういうふうな運用になっているところを示していただいた上で、地元の同意がどういう位置づけになっているかを確認して、必要か必要じゃないかという、そういった話をしていったほうが生産的ではないでしょうかという意見を申し上げました。

**議長**

事務局、お願いします。

**事務局**

地元同意っていう形での書類は、農業委員会からは必要書類としては要求しておりませんで、それに類するものとして排水同意書の添付をできればお願いしますというところをお願いしているところでございます。

**議長**

〇〇委員。

**7 番委員**

そういうのばちゃんと文書でっちゅうことですよ。

あのですでね、事務局はいらんと言っとるんですよ。

**議長**

はい、事務局。

**事務局**

いらんとは言っていないですけど、排水同意が取れば取ってくださいとは言っております。（「都市計画が変わったときの、上手いこと利用ただけでしょう」と呼ぶ者あり）  
都市計画法じゃなくて、それは開発のほうですよ。開発のほうでは（発言する者あり）

**議長**

〇〇委員。

**7 番委員**

一般でもいないんですね。取れんやったらいないんですね。

**議長**

はい、事務局。

**事務局**

場合によって取らないときもあります。でも、極力取ってくださいというお願いはしております。

**議長**

はい、〇〇委員。

**11 番委員**

11番、〇〇ですが、前回のお話の中に、〇〇委員もそうですが、前はそういう場合は地元の農業委員さん、あるいは推進委員さんの立ち合いのもとに排水条件とかそういうのをやるからというふうなお話であったと私は思っておりますが、ここに書いておるのがですね。

**議長**

はい、〇〇委員。

**7 番委員**

必要ですよ。皆さん、必要でしょう。

審議するのにも必ず必要なんですよ、地元の意見とか。私たち、よその地区のこと分かりません。そこら辺は、はっきりしてくださいよ。

**議長**

はい、〇〇委員。

**11 番委員**

11番、〇〇でございますけれども、そのために地区地区の担当の農業委員さん、あるいは推進委員さん、あるいは地元区長さん、排水の関係の皆さん、こういう人が立ち会われておると。私は推進委員で、立ち合いで3・4回ほど行きました、地元でございますけど。

今、スマートインター関係ができております、例でございますけど。そこに、やっぱ事務所関係を持ってきたりとかいろんな立ち合いがございました。そういうのに、私は推進委員として参加をさせていただいた。あるいは、そういうときに排水はどうするのか、農家に迷惑はかからないのか、そういう確認はしたつもりでございます。

以上です。

**議長**

はい、〇〇委員。

#### 7 番委員

必要でしょう。鳥栖のときはなかったんですよ、それが。立ち合いも。

#### 議長

はい、〇〇委員。

#### 1 番委員

鳥栖のどこですか。それ〇地区ですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

#### 議長

具体的に、もう少しどこの話であるとか（発言する者あり）

私のほうも意見を述べたいと思います。

要は、農業委員会で議論できる話であれば、許可案件としてうちで許可できないような案件については、この場では議論を控えていただきたい。ほかの委員の方からもそういった説明が以前から何回もあって。我々が委員になってから、〇〇委員のほうからも以前の案件という話でずっとあってたと思います。（「どういう案件が」と呼ぶ者あり）

同じなような過ちを繰り返さないように気をつけなきゃいけないという話があったと思います。以前の委員さんの中で話がまとまっているものをまた繰り返し毎回ここで意見を挙げるのはやめていただきたいと（発言する者あり）

一応、事務局からも説明があったと思います、前回こういった排水同意の話についても。こういったことをしてますって。そのときに文書で出す、出さないという話は言われてなかったと思います。（発言する者あり）

農業委員会で議論できる案件をお願いします。（発言する者あり）

うちの許可案件じゃ（発言する者あり）

この委員の中で議論する内容ではないというふうに判断しております。許可案件ではございませんので（発言する者あり）

すみません、私が発言を求めてから意見を述べてください。

はい、〇〇委員。

#### 7 番委員

皆さんで考えましょう、せっかく農業委員になって3年間、あんまりじゃから。そいけん、私、何も知らんですよ、ただの農家やけん。皆さんでいろいろ知恵を出し合って進んでいくのが本当でしょうもん。

じゃあ、これ勉強してないなら、すみません、鳥栖市が出しております、これ。佐賀県鳥

栖市で農村地域の産業の導入に関する実施計画書、4年に。この大元があるとが農産法。

**議長**

〇〇委員、先ほどから何度も私、説明しておりますが（「その他でしよるやね」と呼ぶ者あり）

その他でも会議規則のほうにもありますが、第10条にあるんですけど、発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないと会議規則にありますので、許可案件ではないような案件をこの場で何度も何度も言われるのは控えていただきたいと思えます。お願いします。

皆さん、農業委員として選ばれている方で、農業委員として何を議論するかっていうのはそれぞれ勉強されてきてると思えます。そういった中で、農業委員としてやれることについては当然こちらで議論もあるかと思えますけど（発言する者あり）

すいませんが、この件についてはこれまでにしてください。

ほかにございませんか。

はい、〇〇委員。

**6番委員**

6番、〇〇です。

先ほどの話を蒸し返すようで申し訳ないんですけども、一般的に転用申請があったときにこの書類をつけてくださいという形で、添付書類一覧というものを渡されているじゃないかなと思うんだけど、そういったものを御提供いただけないかなと思っておりまして。

先ほどの事務局のお話で、地元の同意書っていうものを求めてないってということで私は理解したんですけど、それを確認するためにもこういった書類を通常求めていますというのを示していただければなと思えます。

それで、その上で地元の同意というところ、私の認識としては地元の同意というのは法律上は要求されていないものだろうと思っております。ただ、地元の意見というのがこの審議のときに参考にしたほうがいいというのはおっしゃるとおりかなというふうに思っていて、ただ、同意までは求められないんじゃないかなと思うんですけど。

参考意見として提出を求めているということであれば、それはそういう位置づけなんですよということをはっきりさせておくと〇〇委員の希望にも答えられるし、この議論というのがいつまでも続くことにもならないのかなと思っております。

以上です。

**議長**

事務局、資料は出せますか。



今言われる、転用に関する、こういった提出資料がいるかっていうのは次回用意されると  
いうことです。

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 7 番委員

今、言われたように申請書を見せてください。鳥栖のそのときの申請書と今一般でによる  
申請書、見比べをせんと分からんでしよう。

#### 議長

はい、事務局。

#### 事務局

申請書につきましては、鳥栖市役所にはございませんで、あちらの申請につきましては県  
知事許可となっておりますので、意見書と一緒に申請書につきましては県のほうに提出して  
おります。

以上になります。

#### 議長

はい、〇〇委員。

#### 7 番委員

鳥栖は持たんと。コピーか何か置いとろおもん。

#### 議長

はい、事務局。

#### 事務局

コピーはございません。

以上になります。

#### 議長

ほかにございませんか。

事務局から、何かありませんか。

はい、事務局。

#### 事務局

すみません、事務局からですけど、本日お配りしている資料のほうについて御説明を差し  
上げたいと思いますので、資料1の1と資料1の2の準備をお願いいたします。

こちらの資料につきましては、今年の8月、9月に各地区の農業委員、推進委員さんと一  
緒に見ていただいた農地パトロールのときの遊休農地となっております。

資料1の1が遊休農地のリストになっておりますので、資料1の1の1ページを御覧くだ

さい。

遊休農地の所在地の登記地目の順に、町ごとに記載しておりますので御確認をお願いいたします。また、右側の別紙地図につきましては、資料1の2のページ数に該当しますので、のちほど御確認をお願いいたします。

このリストを見られて、漏れがあるとか日頃のパトロールで解消されているものがあれば、事務局にお知らせをお願いします。現在、遊休農地に対する意向調査に対して、回答があったものを記載しておりますので、未回答のものについて、場合によっては委員さんの御協力をいただく場合もございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、欄のほうで空白で回答がない方について、御存じの方がいらっしゃれば、委員さんからも意向についての確認をお願いしたいと考えております。

また、表の下に意向の回答の事例を挙げておりますけれども、2番の貸したいとなっているものにつきましては、委員の皆さんから地元の農家さんを繋げていただく活動となりますので、よろしくお願いをいたします。

資料の中で、不明な点があればのちほど事務局へお尋ねください。

それから、今月の市議会定例会の一般質問において、ある議員さんより遊休農地がイノシシの住処となっているとの指摘もあっておりますので、農地所有者や地元とも御協力いただきまして、遊休農地の解消に御協力をお願いいたします。

以上が、遊休農地リストについての報告となっております。

それと、例年であれば非農地についてもこの時期に報告をしておるところでございますけれども、スケジュールの調整が整わなかったため、来月にでも現地確認を行い御報告させていただきたいと考えておりますので委員の皆さんの御協力をよろしくお願いをいたします。

最後に、もう一つお配りしております調査への御協力のお願いについてでございますけれども、地域計画策定に係る目標地図の素案作成のための意向調査を今月土地所有者に郵送予定となっております。こちらの資料となっておりますので、かがみ、意向調査、あとパンフレットという形になっておりますので、合わせての御報告となります。

あと、農業会議のほうから委員さんについては新聞の加入、していただいておりますけれどもほかにも御協力をとということで、タオルのほうを持ってきてありますので御協力のほうよろしくお願いをしたいと考えておるところです。

事務局からは、以上となります。

## 議長

はい、ありがとうございます。農業経営に関する調査への協力お願いということで、今月より農家のほうにアンケートが郵送されると思います。委員、推進委員の皆さんには、内容

等の質問があるかもしれないので、対応のほうをよろしく申し上げます。分からないときは、事務局に頼ってもらって構わないと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年1月19日金曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_